

			2022年	2023年	2024年9月	2024年10月～12月	2025年	2026年
被相続人甲	Cビル	課税売上	24,000,000	24,000,000	18,000,000	6,000,000	24,000,000	24,000,000
	Dビル	課税売上	3,600,000	3,600,000	2,700,000	900,000	3,600,000	3,600,000
	合計		27,600,000	27,600,000	20,700,000	6,900,000		

相続人子A	Eビル	課税売上	2,400,000	2,400,000	1,800,000	600,000	2,400,000	2,400,000
相続人子B	Fビル	課税売上	1,200,000	1,200,000	900,000	300,000	1,200,000	1,200,000

2024.9.15甲死亡。遺言書あり

遺言書の内容

CビルをAに相続させる

DビルをBに相続させる

甲はインボイス登録済

Aは2024.12.10にインボイス登録

Bはインボイスを登録しない

甲は簡易課税制度選択届出書を過年度に提出済

1. 特定財産承継遺言（相続させる遺言書）による取得が特定遺贈に該当する場合

相続があった場合の納税義務の免除の特例の適用はない。

相続人子Aの納税義務の判定	対象	基準期間の課税売上高	
2024年	2022年のEビルの売上	2,400,000	2024.9.16～2024.12.9までの課税売上は、甲のインボイス番号がAのインボイス番号とみなされ、消費税の納税義務が発生 2024.12.10～2024.12.31までの課税売上は、Aのインボイス番号に基づき消費税の納税義務が発生。 相続があった場合の納税義務の免除の特例の適用がないため、2024.12.10～2024.12.31までの期間は2割特例の適用あり
2025年	2023年のEビルの売上	2,400,000	Aのインボイス番号に基づき消費税の納税義務が発生。 相続があった場合の納税義務の免除の特例の適用がないため、2割特例の適用あり
2026年	2024年のEビルの売上 +2024年10月～12月Cビルの売上	8,400,000	Aのインボイス番号に基づき消費税の納税義務が発生。  相続があった場合の納税義務の免除の特例の適用がないため、2割特例の適用あり

相続人子Bの納税義務の判定	対象	基準期間の課税売上高	
2024年	2022年のFビルの売上	1,200,000	2024.9.16～2024.12.31までの課税売上は、甲のインボイス番号がBのインボイス番号とみなされ、消費税の納税義務が発生
2025年	2023年のFビルの売上	1,200,000	2025.1.1～2025.1.15までの課税売上は、甲のインボイス番号がBのインボイス番号とみなされ、消費税の納税義務が発生 2025.1.16以降の課税売上は消費税の納税義務なし
2026年	2024年のFビルの売上 +2024年10月～12月Dビルの売上	2,100,000	所費税の納税義務納税義務なし

2. 特定財産承継遺言（相続させる遺言書）による取得が特定遺贈に該当しない場合

相続があった場合の納税義務の免除の特例の適用あり。

2以上の事業場を2以上の相続人が事業場ごとに分割して承継しているので、基準期間の課税売上高は、

それぞれの相続人の基準期間の課税売上高とそれぞれ承継した事業場（Cビル、Dビル）の基準期間の課税売上高の合計となる

相続人子Aの納税義務の判定	対象	基準期間の課税売上高	
2024年	2022年のCビルの売上	24,000,000	2024.9.16～2024.12.9までの課税売上は、甲のインボイス番号がAのインボイス番号とみなされ、消費税の納税義務が発生 2024.12.10～2024.12.31までの課税売上は、Aのインボイス番号に基づき消費税の納税義務が発生。 相続があった場合の納税義務の免除の特例の適用があるため、2割特例の適用なし
2025年	2023年のCビルの売上+Eビルの売上高	26,400,000	Aのインボイス番号に基づき消費税の納税義務が発生。  相続があった場合の納税義務の免除の特例の適用があるため、2割特例の適用なし
2026年	2024年のCビルの売上+Eビルの売上高	26,400,000	Aのインボイス番号に基づき消費税の納税義務が発生。  相続があった場合の納税義務の免除の特例の適用があるため、2割特例の適用なし

相続人子Bの納税義務の判定	対象	基準期間の課税売上高	
2024年	2022年のDビルの売上	3,600,000	2024.9.16～2024.12.31までの課税売上は、甲のインボイス番号がBのインボイス番号とみなされ、消費税の納税義務が発生 2割特例の適用あり
2025年	2023年のDビルの売上+Fビルの売上高	4,800,000	2025.1.1～2025.1.15までの課税売上は、甲のインボイス番号がBのインボイス番号とみなされ、消費税の納税義務が発生 2割特例の適用あり 2025.1.16以降の課税売上は消費税の納税義務なし
2026年	2024年のDビルの売上+Fビルの売上高	4,800,000	所費税の納税義務納税義務なし